

【提出書類は両面印刷をしないで下さい】

記 載 例

無線局免許承継申請書（届出書）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

※提出年月日を記入すること。

北海道総合通信局長 殿

※該当する口にチェックする

電波法第 20 条第 1 項、第 7 項若しくは第 8 項又は第 10 項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したので、同条第 9 項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。（無線局免許手続規則第 20 条の 2 に関する手続）

※免許人の「相続」があった場合

電波法第 20 条第 2 項、第 4 項（分割に係る部分に限る。）若しくは第 5 項（合併に係る部分に限る。）又は第 10 項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第 20 条の 3 に関する手続）

※法人の「合併」、「分割」の場合

電波法第 20 条第 3 項、第 4 項後段（特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。）若しくは第 5 項後段（地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者が当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受ける場合に係る部分に限る。）又は第 10 項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第 20 条の 3 の 2 に関する手続）

※事業譲渡の場合

電波法第 20 条第 4 項後段（特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うとする場合に係る部分に限る。）若しくは第 5 項前段（他の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務を行う事業を譲り受ける場合に係る部分に限る。）又は第 10 項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第 20 条の 3 の 3 に関する手続）

記

1 申請（届出）者 ※免許人の地位を承継する者

住 所	都道府県—市区町村コード [] 〒 (〇〇〇—〇〇〇〇) 北海道〇〇市〇〇区〇条〇丁目〇—〇
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ 〇〇 〇〇 (個人の場合) 総務 太郎 (法人の場合) 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 総務太郎 ※法人：本社名、代表者役職及び代表者氏名 (支社、支店等名での申請不可) ※団体：団体名、代表者役職及び代表者氏名 ※個人：氏名
法人番号	法人の場合、法人番号を記入

2 承継に係る無線局

① 識別信号	※免許状に記載の識別信号
② 種別	※簡易無線局
③ 免許の番号又は予備免許通知書の番号	※免許状に記載の免許番号 (例 北K第〇〇〇〇号)
④ 免許人又は予備免許を受けた者の氏名、商号又は名称	※免許状に記載の免許人名
⑤ 免許の有効期間	※免許状に記載の免許の有効期間

3 電波法第5条に規定する欠格事由（注6）

開設しようとする無線局	無線局の種類（第2項各号）	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当しない
相対的欠格事由	処分歴（第3項） <small>※電波法違反歴がない場合は「無」にチェック</small>	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

4 各手続に係る個別事項

無線局免許手続規則第20条の3に関する手続**※法人の「合併」、「分割」の場合チェックし記載**

① 合併又は分割当事者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名

名称：〇〇〇株式会社

住所：〒000-0000 〇〇市〇〇町〇〇-〇〇-〇〇

代表者： 代表取締役 まるまる 〇〇 まるまる 〇〇

名称：株式会社〇〇〇

住所：〒000-0000 〇〇市〇〇町〇〇-〇〇-〇〇

代表者： 代表取締役 まるまる 〇〇 まるまる 〇〇

② 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定の年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日（決議の日）

令和〇〇年〇〇月〇〇日（効力を生ずる予定の日）

③ 合併又は分割の理由

〇〇〇〇のため。

④ 免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由

⑤ 事業計画（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）

⑥ 事業収支見積り（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）

⑦ 無線局の運用費の支弁方法（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）

⑧ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）

無線局免許手続規則第20条の3の2に関する手続**※法人の事業譲渡の場合チェックし記載**

① 譲受人が事業を譲り受ける年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

② 事業の譲受けの理由

〇〇〇〇のため。

③ 免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由

〇〇〇〇のため。

④ 事業計画（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）

⑤ 事業収支見積り（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）

⑥ 無線局の運用費の支弁方法（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）

⑦ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）

無線局免許手続規則第20条の3の3に関する手続

① 譲受人が事業を譲り受ける年月日

② 事業の譲渡し（法第20条第4項後段の場合）又は譲受け（法第20条第5項前段の場合）の理由

③ 譲渡人（法第20条第4項後段の場合）又は譲受人（法第20条第5項前段の場合）の事業計画

④ 譲渡人（法第20条第4項後段の場合）又は譲受人（法第20条第5項前段の場合）の事業収支見積り

⑤ 譲渡人の無線局の運用費の支弁方法

⑥ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

5 添付書類 **※該当するものに☑し、必要書類を添付**(1) 無線局免許手続規則第 20 条の 2 に関する手続 **（相続等）**

- 免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継した事実を証する書面
- 相続人が 2 人以上ある場合において、その協議により、免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面

(2) 無線局免許手続規則第 20 条の 3 に関する手続 **（法人の合併又は分割）**

- 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書、その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第 118 条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）
- 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人の定款案

(3) 無線局免許手続規則第 20 条の 3 の 2 に関する手続 **（事業譲渡）**

- 事業の譲渡に関する契約書の写し（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第 118 条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）
- 譲受人が法人であるときは、その定款
- 譲受人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

~~(4) 無線局免許手続規則第 20 条の 3 の 3 に関する手続~~

- ~~事業の譲渡に関する契約書の写し~~
- ~~譲渡人が法人であるときは、その定款~~
- ~~譲渡人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書~~

6 申請（届出）の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ ○○ ○○ ○○ ○○
電話番号	※日中（平日）に連絡の付く電話番号を記載のこと
電子メールアドレス	

※免許状（相続の場合に限る）の郵送を希望する場合は、返信用封筒に宛先を記入し、郵便料金分の切手を貼付し、この申請書と同封すること。

※総合通信局において免許承継を許可した後、新免許人から免許状訂正申請又は変更申請の提出が必要です。